

# ○役員報酬規程

(昭和57年4月1日)  
制 定

**第1条** 役員、顧問の報酬等及び退職金は、この規程の定めるところによる。

**第2条** 常勤役員及び顧問（以下「常勤の役員」という。）には、報酬、手当及び賞与を支給する。

2 報酬の額は、月額55万円以内で理事長が定めた額とする。

3 手当及び賞与は、職員給与規程の例により理事長が定めた額とする。

4 報酬、手当及び賞与の支給方法については、職員給与規程を準用する。

**第3条** 非常勤の役員及び顧問が本協会の会議等に出席したときは、手当として月額10,000円を支給する。

**第4条** 常勤の役員が退任したときは、退職金を支給する。 ※

2 退職金の額は、在任年数につき、次の各号に掲げる在任期間の区分に応じて算定した額の合計額とする。

(1) 在任5年以下の期間

退任の日の報酬月額 $\times$ 2ヵ月分 $\times$ 在任年数

(2) 在任5年を超え10年以下の期間

退任の日の報酬月額 $\times$ 1.5ヵ月分 $\times$ この期間における在任年数

(3) 在任10年を超える期間

退任の日の報酬月額 $\times$ この期間における在任年数

3 在任年数の計算は就任の月から起算し退任の月までとし端数月を生じたときは、月割計算によるものとする。

4 在任中死亡し、又は在任中傷痕あるいは廃疾となって退任したときは、前各項の規定に拘らず、理事会の議決に基づき別に慰労金を支給することができる。

## 附 則

1 この規程は、昭和57年4月1日から実施する。

2 従前の役員顧問の報酬等の給与内規及び常勤役員退職金支給規程は廃止する。

## 附 則（平成5年4月1日）

この規程の改正は、平成5年4月1日から施行する。

## 附 則（平成22年5月25日）

この規程の改正は、平成22年5月25日から施行する。

※ 岐阜県職員を退職し当協会の常勤役員になった者は上記規程にかかわらず、退職金については支給しないこととしている。